

ゆめホール知床配信機器利用規約

利用者は、本規約を理解した上で適正な利用を行うこと。

1 基本事項

- (1) 感染症対策のため、機器に触れる前に、手洗い・手指消毒に努めること。
- (2) 下記の理由に該当する場合は、貸し出しを認めない、または、貸し出しを中止することがあること。また、これにより受けた利用者の損失等については、ゆめホール知床は一切の責任を負わないこととする。
 - ① 利用内容が文化活動等に該当しないと認められる場合
 - ② 利用にあたり、法令違反がある場合
 - ③ 申込内容に虚偽の事項が認められた場合
 - ④ 利用者が斜里町暴力団の排除の推進に関する条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者である場合
 - ⑤ 機器に不調等（故障・破損・紛失）が認められた場合
- (3) 本機器を利用して行う全ての活動は、利用者の責任において行うこと。
- (4) 利用の中止等、申込内容に変更が生じた場合、速やかにゆめホール知床に申し出ること。
- (5) 本機器を利用した活動で生じたトラブル等については、利用者が自己の責任において解決することとし、ゆめホール知床は一切の責任を負わないものであること。
- (6) ゆめホール知床が必要と認めた場合、本規約の内容を変更できるものであること。なお、その場合、ゆめホール知床ホームページ上で周知するとともに、利用者に対して通知する。

2 遵守事項

- (1) 本機器は、付属のマニュアル及び別に備える「ゆめホール知床配信機器マニュアル」を確認の上、適切に使用すること。
- (2) 動画配信を行う場合等、利用者及び第三者の個人情報等の扱いには十分注意すること。
- (3) 利用者は本機器利用中または利用後に以下の事項が生じた場合、直ちにゆめホール知床まで連絡すること。ただし、問い合わせ窓口が受付時間外の場合は、翌開庁日の受付時間に連絡すること。
 - ① 本機器が故障・破損した場合。（利用者に著しい瑕疵があった場合で、復旧等に費用が発生する場合は、その費用は利用者が負担すること。）
 - ② 利用者と第三者との間にトラブル等が生じた場合。（トラブル等により生じた損害や紛争は自己の責任で解決することとし、ゆめホール知床は一切の責任を負わないものとする。）

3 禁止事項

以下の禁止行為は絶対に行わないこと。

- (1) 利用申込書に記載した利用内容以外の目的での使用
- (2) 営利目的の活動での使用
- (3) 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為
- (4) ゆめホール知床及び本機器の他の利用者またはその他の第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を損害する行為
- (5) 政治活動や宗教活動の普及につながると考えられる活動及び動画の撮影やその情報（動画、音声等）の配信
- (6) 申込者（申込者が実施する事業を含む）以外の使用、第三者への貸出、譲渡、売却行為。
- (7) その他、文化活動等と認められない行為

4 その他注意事項

- (1) 本機器の利用場所は館内に限るものとする。また、業務用カメラの利用場所は文化ホール、公民館ホール、リハーサル室に限るものとする。
- (2) 本機器の設置、接続等は利用者が行うこと。ただし、業務用カメラの設置、接続等については、ゆめホール知床職員が行う。
- (3) 本機器へのソフト等のダウンロード、インストールは絶対に行わないこと。
- (4) 業務用カメラを利用する場合、利用者が行うことができる操作等は次に限ることとする。
 - ① 電源ボタン
 - ② ズームボタン(拡大・縮小)
 - ③ カメラ調整ボタン(アイリス、ISO、シャッタースピード、フォーカス、ホワイトバランス)
 - ④ SDカードの抜き差し
 - ⑤ 録画ボタン
 - ⑥ ゆめホール知床指定の三脚を使用したカメラワーク
- (5) 本機器で利用できる記録媒体は、ゆめホール知床が用意するDVD-Rに限ることとする。ただし、業務用カメラ及びハンディカメラは、持ち込みのSDカードまたはマイクロSDカードを利用できるとし、この場合において、他の機器との接続はHDMIに限ることとする。
- (6) 利用者が電子機器等(PC、カメラ等)を持ち込む場合の取り扱いは次のとおりとする。
 - ① 本機器と持ち込み機器との接続はHDMIに限ることとし、その他の接続(USBなど)は行わないこと。
 - ② 持ち込み機器をインターネット回線に接続する場合は、無線LANに限ることとする。